## 県内初!! 水害・土砂災害への備えに関する 要配慮者利用施設の管理者向け説明会を開催

## 武雄河川事務所最近の話題

平成28年11月22日(火)に白石町の「福富ゆうあい館」において、『水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会』が開催されました。

これは、平成28年8月の台風10号で岩手県小本川のはん濫による岩泉町の高齢者施設での浸水被害を受けて、河川情報等について要配慮者利用施設の管理者に理解を深めてもらうことを目的に、国土交通省、厚生労働省、県、自治体が連携して、全国の施設管理者に対して説明会を開催しているものです。

今回は、佐賀県内初(九州で2番目)の開催であり、佐賀地方気象台は「防災気象情報の活用」、九州地方整備局は「水害に備えて」、佐賀県は「土砂災害に備えて」「社会福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備」について説明を行いました。

施設管理者からは、「要配慮者の避難判断基準」や「避難した際の要配慮者利用施設間の連携や応援体制」について活発な質問や意見が出されるなど、施設管理者の水害・土砂災害への備えに対する意識の高さが強く感じられました。

今後は平成29年1月中を目途に、県内全ての地域での説明会が順次開催されます。







「避難準備情報が出た時点で避難行動を始めることが必要です。(九州地方整備局)」 「警報などの情報を見ながら、事前に避難準備を進めることが大事です。

たとえ空振りに終わっても積極的に避難行動をとってください。(佐賀地方気象台)」

